

記者発表資料

永田クラブ
経済研究会
国土交通記者会 へ貼り出し



平成24年3月9日
内閣府（防災担当）

中央防災会議会長（内閣総理大臣）による 「融雪出水期における防災態勢の強化」の通知について

本格的な融雪出水期を迎えるにあたり、平成24年3月9日付けで中央防災会議会長（内閣総理大臣）より指定行政機関の長、指定公共機関の代表者及び関係道府県防災会議会長あてに、別紙のとおり「融雪出水期における防災態勢の強化について」を通知いたしましたので、お知らせいたします。

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害予防担当)付
参事官補佐 石丸 正一郎
主査 和田 紘希
TEL : 03-3501-6996 (直通) FAX:03-3597-9091

中 防 災 第 10 号
平成 24 年 3 月 9 日

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 あて

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
野 田 佳 彦

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力を頂いているところである。今冬は日本海側を中心として、記録的な降雪となっている。

この大雪によって、屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故、屋根からの落雪、雪崩等により、亡くなられた方は、平成24年3月8日までで、118名に達しており、昨冬の死者数131名に近づいている。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」(平成23年12月9日付け中央防災会議会長(内閣総理大臣)通知)をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は記録的な積雪となった地域が多数あり、各機関におかれては、関係機関と緊密な連携のもと、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の防災気象情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、その他必要な関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

2 . 警戒避難態勢の強化

各機関においては、気温の上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生のおそれのある地域について、避難路・避難場所の住民への周知徹底、及び避難勧告等の判断・伝達について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難態勢の強化を図ること。

3 . 雪崩、河川のはん濫及び土砂災害に係る危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

気温の上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形、これまでの降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘察して、重点的に巡視・点検を実施すること。また、施設管理者等が主体となって関係機関と綿密な連携のもと、あらかじめ危険箇所を住民に周知徹底すること。

4 . 災害時要援護者等への配慮

各機関は、関係機関等と緊密に連携し、高齢者等の災害時要援護者宅やその関連施設について、平常時から巡回等により状況を把握し、適切に情報の収集や提供を行うこと。特に、融雪出水期に備え、地方公共団体、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等を整備・点検し、警戒避難態勢の強化に努めること。また、交通の途絶による孤立時の避難を迅速に行うために、ヘリコプターの活用等を含めた適切な輸送手段を確保すること。

以上

中 防 消 第 1 1 号
平成 2 4 年 3 月 9 日

関係道府県防災会議会長 あて

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
野 田 佳 彦

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力を頂いているところである。今冬は日本海側を中心として、記録的な降雪となっている。

この大雪によって、屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故、屋根からの落雪、雪崩等により、亡くなられた方は、平成 2 4 年 3 月 8 日までで、1 1 8 名に達しており、昨冬の死者数 1 3 1 名に近づいている。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」(平成 2 3 年 1 2 月 9 日付け中央防災会議会長(内閣総理大臣)通知)をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は記録的な積雪となった地域が多数あり、各機関におかれては、関係機関と緊密な連携のもと、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、市町村防災会議に対する周知方よろしく願います。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の防災気象情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、その他必要な関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

2. 警戒避難態勢の強化

市町村においては、関係機関と緊密な連携のもと、気温の上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生のおそれのある地域について、あらかじめ、避難路・避難場所を住民に周知徹底するなど、警戒避難態勢の強化を図ること。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難勧告・指示を行うことができること。避難勧告等の情報については、防災行政無線等の活用や消防機関、自主防災組織を通じた伝達など、効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達すること。また、防災行政無線等の点検・確認を行うこと。

3. 雪崩、河川のはん濫及び土砂災害に係る危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

気温の上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形、これまでの降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。また、施設管理者等が主体となって関係機関協力と綿密な連携のもと、あらかじめ危険箇所を住民に周知徹底すること。

4. 災害時要援護者等への配慮

市町村、消防機関及び福祉関係機関等は、緊密に連携し、高齢者等の災害時要援護者宅やその関連施設について、平常時から巡回等により状況を把握し、適切に情報の収集や提供を行うこと。特に、融雪出水期に備え、市町村、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等を整備・点検し、警戒避難態勢の強化に努めること。また、交通の途絶による孤立時の避難を迅速に行うために、ヘリコプターの活用等を含めた適切な輸送手段を確保すること。

以上